



第4章 誘導施設の設定

1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するもので、居住者の利便の向上を図るために、誘導する医療・福祉・商業等の民間施設や公共施設を明示します。また、都市機能誘導区域内にある既存の都市機能施設についても、当該区域内に立地し続ける必要がある都市機能として設定します。

2 都市機能施設について

(1) 都市機能施設の考え方

都市機能施設の考え方は以下のとおりです。

○医療施設

- ・多世代が健康で安心して暮らせるまちを支える基本的な施設として、一次医療である病院や診療所の医療施設（調剤薬局含む。）は、居住地からの利用がしやすく、公共交通の利便性が高い都市機能誘導区域内で確保することを目的に誘導施設に設定します。
- ・保健医療センターは、本計画と連携を図る「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」において、現在の立地位置で機能再配置を検討していることを踏まえて、誘導施設に設定しません。

○高齢者等介護施設

- ・高齢者等介護施設は、高齢者福祉の前提として、地域包括ケアの考え方である高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるまちづくりを推進しており、市域全域に立地が求められているため、誘導施設に設定しません。なお、高齢者福祉に関する施策の動向を長期的に見ながら、適時、誘導施設設定の検討を行います。
- ・公共施設である生きがいセンターは、高齢者等の就業機会の提供や生涯学習活動の推進を図る施設であり、中心拠点の都市機能誘導区域内に立地しています。今後の高齢化社会において、活気あるまちの形成を図る上で必要な施設であるため、誘導施設に設定します。



○子育て支援施設

- ・ 保育園、幼稚園、児童館等の通所で利用する子育て支援施設は、子育て環境の充実を図る重要な施設です。公共施設の再編と連携して再編の取り組みを後押しするため、誘導施設として設定します。
- ・ 子育て環境の向上を図るため、国が立地支援の対象とする民間が設置する「乳幼児一時預かり施設」と「子ども送迎センター」を誘導施設に設定します。
- ・ 子育て支援センターは、現状の子育て環境の中で、地域の保育ニーズに応じた事業を行う施設であるため、誘導施設に設定しません。今後の子育て環境に関する施策の動向を長期的に見ながら、適時、誘導施設設定の検討を行います。

○教育施設

- ・ 小学校、中学校は、各地域における教育施設として重要な施設です。都市機能誘導区域内に立地する施設を誘導施設に設定し、公共施設の再編と連携して再編の取り組みを後押しします。

○教育文化施設

- ・ 図書館、市民会館、勤労福祉会館及び博物館は、市民が文化的及び生涯学習の活動を行う基幹的な施設で都市機能誘導区域内に立地しています。これらを誘導施設に設定し、公共施設の再編と連携して再編の取り組みを後押しします。
- ・ 生命の海科学館は、立地状況については高い利便性を有していますが誘導区域を設定しない臨港地区内に立地しています。同時に、本計画と連携を図る「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」において、長期にわたって利用できるよう適切に維持するとしています。そのため、誘導施設には設定せず、現状維持とする考えです。

○商業施設、銀行、郵便局等

- ・ 主に大規模小売店舗の商業施設は、維持させたい都市機能施設として設定します。
- ・ 小規模なスーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどは、誘導施設に設定できませんが、日常生活に必要な都市機能施設です。
- ・ 市民生活に不可欠な銀行や郵便局等も誘導施設として設定します。

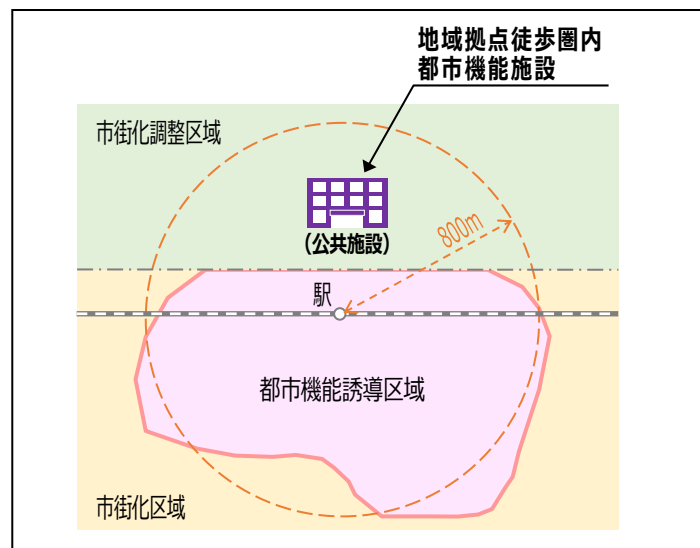
○行政施設

- ・行政施設の基幹である市役所本庁舎は、都市機能誘導区域内に位置しており、長期にわたって利用できるよう維持するため、誘導施設に設定します。

(2) 地域拠点の徒歩圏内における市街化調整区域の公共施設について

各地域拠点において、鉄道駅から半径 800m 圏内の市街化調整区域において立地している又は再編を行う公共施設については、都市計画法の開発許可制度において利用対象者に市街化調整区域の居住者を含めた公益施設として建築可能であることと、当該地域拠点に定める都市機能誘導区域に立地する都市機能施設と同等の利用可能圏域であることを踏まえて、「地域拠点徒歩圏内都市機能施設」として位置づけます。

■ 地域拠点徒歩圏内都市機能施設のイメージ





3 誘導施設の設定

現在の都市機能施設の立地状況や上位・関連計画の位置づけ、関係課との調整等を踏まえ、以下のとおり誘導施設を設定します。

■ 誘導施設の設定

施設		西浦駅	形原駅	三河鹿島駅	三河塩津駅	蒲郡駅	三河三谷駅	三河大塚駅
医療	病院					●		
	診療所	●	●	●	●	●	●	●
	調剤薬局	●	●	●	●	●	●	●
高齢者福祉	生きがいセンター					●		
子育て支援	保育園	●	●	●	●	●	●	●
	幼稚園	●	●	●	●	●	●	●
	認定こども園	●	●	●	●	●	●	●
	認可外保育施設	●	●	●	●	●	●	●
	児童館	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児一時預かり施設	●	●	●	●	●	●	●
	子ども送迎センター	●	●	●	●	●	●	●
教育	小学校	●	●		●	●	●	●
	中学校		●			●		●
教育文化	図書館					●		
	市民会館					●		
	勤労福祉会館					●		
	博物館					●		
商業	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡超)		●	●	●	●	●	
	銀行、郵便局等	●	●	●	●	●	●	●
行政施設	市役所					●		

● : 誘導施設

■ 誘導施設の定義

施設	定義（根拠法）
病院	医療法第1条の5
診療所	医療法第1条の5
調剤薬局	医療法第1条の2
生きがいセンター	蒲郡市生きがいセンターの設置及び管理に関する条例第2条
保育園	児童福祉法第7条
幼稚園	学校教育法第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
認可外保育施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条4項
児童館	児童福祉法第7条
乳幼児一時預り施設	厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
子ども送迎センター	厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
小学校、中学校	学校教育法第1条
図書館	図書館法第2条
市民会館	蒲郡市民会館条例第2条
勤労福祉会館	蒲郡市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例第2条
博物館	博物館法第2条第1項
大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡超)	大規模小売店舗立地法第2条
金融機関	銀行法第2条、信用金庫法第4条、農業協同組合法第10条第2項、第3項、日本郵便株式会社法第2条第4項
市役所	地方自治法第4条



4 都市機能誘導区域外の都市機能施設について

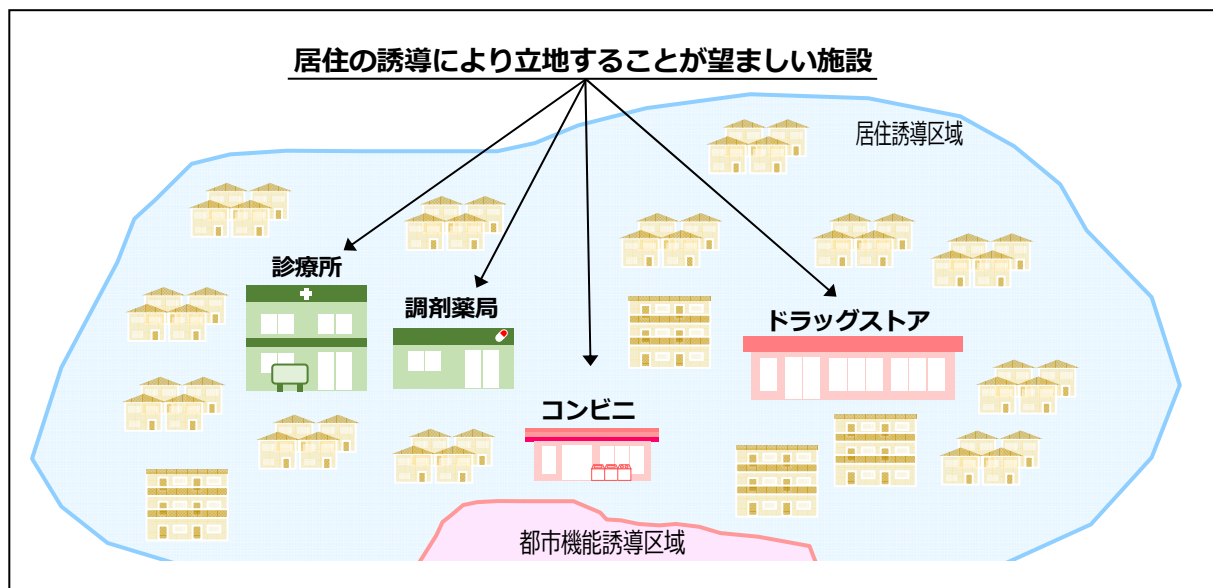
都市機能誘導区域外では、誘導施設を設定できませんが、都市機能誘導区域外の居住誘導区域内においては、居住を誘導して人口密度を確保することで、間接的に生活に必要な都市機能施設を維持確保する考えです。

立地適正化計画の制度上、誘導施設が都市機能誘導区域外で立地する際には届出を要することになりますが、生活に必要な都市機能施設が立地することについては、居住を誘導する目的からその立地を否定するものではなく、高齢化社会においても歩いて便利に生活できる住環境の確保につながるものと考えています。

人口密度の確保により立地することが望ましい施設の事例は、以下のとおりです。

- 診療所、調剤薬局
- コンビニエンスストア
- 食料品を扱うドラッグストア など

■ 生活に必要な都市機能施設の立地イメージ



5 公共施設の再配置について

コンパクトな都市構造となっている本市の特性から、市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分の境界線が地域拠点の徒歩圏内に存在している地域があります。また、区域区分の縁辺部周辺地域の市街化調整区域側には既成市街地が形成されている地域があります。

こういった環境で市民生活が営まれてきたことで、各地域で市民が利用する公益施設である公共施設が配置されてきました。

公共施設については、こういった本市の地域特性を踏まえつつ、将来を見据えて維持可能な施設規模の適正化に向けた取組みが進められています。

公共施設が担うべき役割は、誘導すべき民間の都市機能施設とは性質が異なり、全ての公共施設を地域拠点周辺に集約すべきとは一概に判断できるものではありません。

この前提のもと、公共施設に関する誘導施設を次のように設定しています。

中心拠点周辺に定める都市機能誘導区域内の市役所や市民会館などの基幹的な都市機能及びその他の公共施設は、必要に応じて誘導施設に位置づけています。地域拠点周辺に定める都市機能誘導区域内の公共施設についても基本的には、誘導施設として位置づけています。

これらに対して、地域拠点の徒歩圏内でありながら、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めることができない市街化調整区域に立地している公共施設は、地域拠点からの徒歩圏内に位置しているという立地状況から、誘導施設として定めるべきものと同等の役割を有しており、その立地状況において公共施設を再配置することを妨げるものではありません。また、市街化区域内で居住誘導区域に定めない地域及び地域拠点徒歩圏外の市街化調整区域で立地している公共施設については、その利用対象者の中には市街化調整区域における居住者が含まれていることを踏まえて、公共施設の配置を検討する必要があります。

■ 都市機能誘導区域外での公共施設再配置の考え方イメージ

